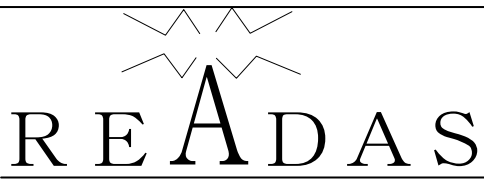


第 4883 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 12月 26日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国債購入者へ交付する景品

Q：個人向け国債キャンペーンで国債を購入すると、現金やギフトカードが貰えます。この現金やギフトカードはどのように取り扱われますか？

A：雑所得となります。

【解説】

個人向け国債は、証券会社や銀行等で販売されていますが、なかには、購入した人に対して現金やギフトカードをプレゼントする所もあるようです。

具体的には、一定期間中に国債を新規資金で一定額以上購入すると、購入金額に応じて一定のキャッシュバック又はギフトカード（現金等）がもらえるというものです。

ところで、この現金等の取扱いですが、所得税法では、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものは、一時所得としており、一定の要件に該当する所得とは、営利を目的とする継続的行為から生ずる所得以外の一時の所得で、労務その他役務又は資産の譲渡の対価たる性質を有しない所得をいうとしています。

お尋ねの現金等は、一時所得に該当しそうですが、現金等の交付が国債の購入という行為に密接に関連してなされていると認められ、対価たる性質を有していることになり、一時所得には該当せず、雑所得として扱われます。

